

令和6年9月4日

お知らせ

担当課	監理課
担当者	難波、菊池
内線	4133、4137
直通	226-7463

建設業法による営業停止処分

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次の建設業者に対し、監督処分（営業停止）を行ったのでお知らせします。

記

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	<small>たいへいさんぎょうかぶしきがいしゃ</small> 大平産業株式会社	代表者氏名	<small>ひらた ゆうすけ</small> 平田 雄介
主たる営業所の所在地	美作市壬生69-1		
許可番号	岡山県知事許可（特-3）第6630号		
許可を受けている建設業の種類	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、内装仕上工事業		

2 処分をした日

令和6年9月3日

3 処分の内容

建設業法第28条第3項（同条第2項第2号該当）の規定による営業停止

(1) 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係るもの

（注）「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事以外の工事をいう。

(2) 期間

令和6年9月17日から同月19日までの3日間

4 処分の原因となった事実

大平産業株式会社は、岡山県美作市内での民間発注の解体工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、当該工事の施工に必要な建設業の許可を受けていないにもかかわらず、建設業法施行令第1条の2第1項に定める金額以上となる請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。